

9:14

電話5分

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23489報)

2022年 4月23日 9時10分

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 大野 公輔
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災注政令第6条第4項第4号、省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時、対応の概要) 本日、新事務本館北側道路において、負傷者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、8時45分、救急車を要請しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時刻 7時00分頃 ・発生場所 発電所新事務本館北側道路 ・負傷者の所属 協力企業作業員 ・身体汚染の有無 なし ・発生状況 新事務本館北側道路を歩行中につまずき左ひざを強打した。 <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

10:36

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)
(第23490報)

応急措置の概要(原子炉施設)

2022年4月23日10時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 大野 公輔
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原2.2
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第23489報でお知らせした、新事務本館北側道路における負傷者の発生について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該負傷者は、救急車でいわき市医療センターへ到着しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ER退出時刻 9時10分 救急車出発時刻 9時10分 救急車到着時刻 10時07分 <p>【公表区分：E統】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被災く患者発生状況等について記載する。

1440

様式9-1(1/2)

東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一原子力発電所

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23491報)

2022年 4月 23日 14時 30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 大野 公輔
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時; 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [4月23日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 4月22日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 4月22日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 4月22日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 4月20日、4月22日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 4月22日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクAの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、4月24日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 4月19日] <p>【公表区分: その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2022年4月23日 11:00現在

(注) 本表については、異常やその他の異常発生時の異常発生時、異常の発生原因の調査等に活用されるため、正しく設定されていない項目がある場合があります。この場合、本表の表示は必ずしも正確な値を示していません。また、本表の表示は、最新の測定結果に基づいて表示されています。本表の表示は、最新の測定結果に基づいて表示されています。

Table with 4 columns: 1号機, 2号機, 3号機, 4号機. Rows include parameters like 原子炉注水状況, 原子炉圧力容器格納温度, 原子炉格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 空室封入流量, 原子炉格納容器ガス管理システム排気流量, 原子炉格納容器放射線濃度, 原子炉格納容器放射線濃度, 使用済燃料プール温度, FPC 封入水位.

注1: 指示値と実測値との差は、計装機により発生する誤差を考慮したものである。注2: 原子炉格納容器放射線濃度は、原子炉格納容器内から測定された放射線濃度を示す。注3: 原子炉格納容器放射線濃度は、原子炉格納容器内から測定された放射線濃度を示す。注4: 原子炉格納容器放射線濃度は、原子炉格納容器内から測定された放射線濃度を示す。注5: 原子炉格納容器放射線濃度は、原子炉格納容器内から測定された放射線濃度を示す。注6: 原子炉格納容器放射線濃度は、原子炉格納容器内から測定された放射線濃度を示す。注7: 作業者に指示するパラメータ。

3/11

2022年4月23日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2022/04/22 09:26	< 5.1E+00	< 8.6E+00	1.2E+02
2号機サブドレン	2022/04/22 07:09	< 2.4E+01	1.3E+02	4.7E+03
3号機サブドレン	2022/04/22 09:03	< 3.7E+00	< 4.4E+00	< 4.7E+00
4号機サブドレン	2022/04/22 09:25	< 4.6E+00	< 4.7E+00	< 5.2E+00
5号機サブドレン	2022/04/22 09:00	< 4.0E+00	< 5.6E+00	< 4.4E+00
6号機サブドレン	2022/04/22 09:50	< 5.1E+00	< 4.1E+00	< 4.3E+00
溝内深井戸	-	-	-	-

核種毎の半減期：I-131(約8日), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O±Oとは, 0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

4/11

2022年4月23日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2022/04/22 09:25	< 4.6E+00	< 4.7E+00	< 5.2E+00
プロセス主建屋北東	2022/04/22 09:38	< 3.7E+00	< 4.6E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2022/04/22 09:33	< 4.5E+00	< 6.0E+00	< 5.6E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2022/04/22 09:53	< 4.2E+00	< 3.3E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2022/04/22 09:57	< 4.8E+00	< 4.8E+00	2.6E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2022/04/22 09:48	< 4.6E+00	< 3.9E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南東	2022/04/22 09:45	< 4.3E+00	< 4.4E+00	< 4.3E+00

・核種の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

5 / 11

2022年4月23日
 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2022/04/22 07:55	4.7E+00	< 3.9E-01	3.2E+00
物揚場排水路	2022/04/22 08:00	6.5E+00	< 5.1E-01	2.5E+00
K排水路	2022/04/22 06:00	1.7E+01	< 6.9E-01	1.2E+01
BC排水路	2022/04/22 06:00	< 2.9E+00	< 6.4E-01	1.1E+00
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
 ・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
 ・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
 ・採取当日の検体量は9.5 mm
 ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
 ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2022年4月23日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	I-131 (Bq/m)				
No.0-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	2022/04/20 07:16	2.1E+01	9.0E+03	< 3.0E-01	< 3.8E-01	< 2.8E+00	< 1.4E+00	< 3.8E-01	< 3.8E-01	< 2.3E-01	2.1E+00	-	-	-
No.0-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	2022/04/20 07:27	< 1.2E+01	< 1.2E+02	< 2.5E-01	< 2.6E-01	< 2.4E+00	< 7.3E-01	< 2.3E-01	< 2.3E-01	< 2.3E-01	2.1E+00	-	-	-
No.0-3-2	2022/04/20 07:32	< 1.2E+01	1.1E+04	< 2.7E-01	< 2.9E-01	< 2.0E+00	< 7.8E-01	< 2.5E-01	< 2.5E-01	< 2.5E-01	8.2E-01	-	-	-
No.0-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-5		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9	2022/04/20 08:08	5.0E+01	5.1E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1E+03
No.1-11		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

検査日の半減期: H-3(約12年), Mn-54(約330日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約2年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

不検号 (<:小ぶり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

初検知時外および採取中止の項目は「-」と記す。

O.O.E±Oとは、 $O.O \times 10^{±n}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^{+1}$ 、3.1E+00は $3.1 \times 10^{+0}$ 、3.1E-01は 3.1×10^{-1} と表す。

H-3以外は既知濃度で示す。

*1 No.1-9は、雨水による採取であるため、汚染は疑念せず。全項目は検出値として示す。

6/11

2/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目 元の値/検出限界					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	検定 (ppm)
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)			
1,2号機ドエルホールド 汲み上げ水											
No.2											
No.2-2	2022/04/20 07:17	1.8E+02	2.4E+02	< 1.3E+00	< 1.3E+00	< 1.6E+01	< 4.8E+00	1.5E+00	4.7E+01		
No.2-3	2022/04/20 07:12	2.5E+04	2.4E+03	< 2.9E-01	< 2.8E-01	< 2.5E+00	< 1.1E+00	< 3.4E-01	3.8E+00		
No.2-5											
No.2-6	2022/04/20 08:03	5.1E+02	7.6E+02	< 2.7E-01	< 3.5E-01	< 2.5E+00	< 9.8E-01	< 2.8E-01	2.3E+00		
No.2-7	2022/04/20 07:58	4.3E+02	8.7E+02	< 2.8E-01	< 3.2E-01	< 3.5E+00	< 1.4E+00	< 4.1E-01	1.8E+00	5.0E+02	
No.2-8											
2,3号機ドエルホールド 汲み上げ水											
No.3											
No.3-2											
No.3-3											
No.3-4											
No.3-5											
3,4号機ドエルホールド 汲み上げ水											

・検定値の単位: H-3(桁12年), Mn-54(桁10日), Co-60(桁5年), Ru-106(桁370日), Sb-125(桁0年), Cs-134(桁2年), Cs-137(桁30年)

・不検号 (<:小括弧) は、検出限界未満 (ND) を意味する。

・測定対象物質の種類中の項目は「-」と記す。

・OJEDとは、 0.0×10^0 であることを示す。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と表記。

・H-3以外は測定が完了済み。

※2 No.2-5, No.3-5は、検定値に基づき検定されたが、Y判定は未判定です。是非は考慮していただきたく存じます。

8/11

2022年04月23日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他観測項目					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)			
No.0-1										
No.0-1-2										
No.0-2										
No.0-3-1										
No.0-3-2										
No.0-4										
No.1	2022/04/22 07:57	2.5E+04	< 3.8E-01	< 3.3E-01	< 2.9E+00	< 2.9E+00	< 1.1E+00	< 3.1E-01	7.9E-01	
No.1-6	2022/04/22 07:30	9.0E+05	< 5.2E+01	< 5.1E+01	< 2.1E+03	< 2.1E+03	< 1.1E+03	6.2E+03	2.6E+05	
No.1-8										
No.1-9 *	2022/04/22 08:07	5.6E+01							7.6E+01	
No.1-11	2022/04/22 08:11	1.0E+02	< 2.6E-01	< 2.9E-01	< 2.4E+00	< 2.4E+00	< 8.7E-01	< 2.2E-01	3.0E+00	
No.1-12	2022/04/22 07:40	1.5E+03	< 1.0E+00	< 1.1E+00	< 2.1E+01	< 2.1E+01	< 1.1E+01	1.5E+01	5.0E+02	
No.1-14	2022/04/22 07:25	4.6E+04	< 4.0E-01	< 4.6E-01	< 5.0E+00	< 5.0E+00	< 2.0E+00	< 5.9E-01	3.4E+00	
No.1-16	2022/04/22 07:45	1.8E+04	< 3.5E-01	< 3.3E-01	< 5.0E+00	< 5.0E+00	< 2.9E+00	4.4E+00	1.5E+02	
No.1-17	2022/04/22 08:02	8.9E+04	< 3.4E-01	< 3.1E-01	< 3.4E+00	< 3.4E+00	< 1.3E+00	< 3.8E-01	3.3E+00	

* 検出限界未満 (ND) を示す。
* 不検出 (< 小値) は、検出限界未満 (ND) を示す。
* 測定対象外および検出停止の項目は「-」と記す。
(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
※1 No.1-9は、検出限界による検出であるため、測定は実施せず、全βは参考値として記載している。

9/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
1-2号観測孔 現み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-6	2022/04/22 08:30	5.4E+02	< 3.4E-01	< 4.7E-01	< 7.7E+00	< 1.3E+00	< 3.6E-01	1.1E+00	-	-	
No.2-7	2022/04/22 08:25	3.5E+02	< 2.1E-01	< 2.9E-01	< 2.1E+00	< 8.3E-01	< 7.6E-01	3.3E-01	5.0E+02	-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2-1号観測孔 現み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3-1号観測孔 現み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・観測孔の半導管: Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sr-90(約28年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不番号 (<:4桁) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象および採取中の項目は「-」と記す。

・O.OE±0 とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.3E+00は 3.3×10^0 で3.3, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。

※2 No.2-5, No.3-5は、陸域側による採取であるため、精度は要検証し、全βは参考値としてご報告にさせていただきます。

10
/11

2022年4月23日
 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/04/22 08:25	—	< 7.6E-01	< 6.5E-01
1F 6号機取水口前	2022/04/22 08:15	< 1.3E+01	< 2.8E-01	3.5E-01
1F 物揚場前	2022/04/22 07:50	< 1.3E+01	< 2.5E-01	< 3.0E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東防波堤北側)	2022/04/22 07:45	< 1.3E+01	< 2.8E-01	1.8E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (海水壁前)	2022/04/22 07:40	< 1.3E+01	< 3.3E-01	3.9E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/04/22 10:00	< 3.6E+00	< 8.0E-01	< 6.0E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/04/22 06:40	< 1.4E+01	< 2.8E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2022/04/22 06:36	< 1.4E+01	< 2.5E-01	7.7E-01
1F 港湾内東側	2022/04/22 06:38	< 1.5E+01	< 2.5E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内西側	2022/04/22 06:34	< 1.5E+01	< 2.9E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内北側	2022/04/22 06:32	< 1.5E+01	< 2.5E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内南側	2022/04/22 06:42	< 1.5E+01	< 3.2E-01	4.6E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度*1			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
 ・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
 ・0.0E±0とは、0.0×10⁺⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度(本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載))
 ※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2022年4月23日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目					その他 (核種)
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サブドレン)	A 2022/04/19 07:26	720	東京電力	< 1.9E+00	7.1E+02	< 5.5E-01	< 6.9E-01		検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.4E-01	7.6E+02	< 6.2E-01	< 6.6E-01		検出なし
適用目標				3.0E+00 (1.0E+00)※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00		検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

不平等(＜:小なり)は、検出限界未満(ND)を表す。

0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 適用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1 Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に助する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度(本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載))

1654

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 3 4 9 2 報)

2022年 4月 23日 16時 50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 大野 公輔
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字大沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年 (平成 23年) 3月 11日 16時 36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要 (注 2)	<p>第 2 3 4 8 5 報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンク L に貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 12時 01分 ・排水終了 : 15時 48分 ・排水量 : 563 m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分: E】</p>
その他の事項の対応 (注 3)	なし

※添付の有リ (無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- (注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。
- (注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。
- (注 3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。